

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(整理番号 —)

処 分 名	贈与税・相続税の納税猶予、金融支援または会社法特例の適用の前提となる認定	
根拠法令および条項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項	
所管部課グループ名	創業・経営課経営支援グループ（電話 0776-20-0367（内線 2716））	
審 査 基 準	項 目	内 容
		<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項の規定に合致していること。 ・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 7 条第 1 項から第 14 項までに基づく申請書および書類の提出があること。
	設定年月日 平成 29 年 4 月 1 日設定（令和 3 年 9 月 1 日最終変更）	
標準処理期間	2 月（贈与税・相続税の納税猶予、金融支援） 1 月（会社法特例）	
設定年月日 平成 29 年 4 月 1 日設定（令和 3 年 9 月 1 日最終変更）		